

日本共産党宮城県会議員団の藤原でございます。

発議第8号 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

この議案は、人事委員会の答申により本年12月の期末手当について、100分の172.5月分から177.5月分へ100分の5月分をひき上げるというものであります。

厚生労働省が8日に公表した10月の毎月勤労統計調査によりますと、物価変動を考慮した1人当たりの実質賃金は前年同月比0.7%の減で、10ヵ月連続のマイナスであり、一定の賃金上昇はあるけれども物価高に追いついていない状況が明らかになっております。

15日は今年最後の年金受給日で、マスコミも取り上げておりましたが、水光熱費等の負担が大変で、「エアコンは使わず暖をとっている」という方が少なくありませんでした。

また、農林水産業関係者や中小業者も諸物価高騰のなかで苦境に立たされ、病院は診療報酬が物価高騰に追いつかず、赤字の病院が増え続けております。

本議会の補正予算等で一定の助成も予算化されましたが、生活と生業の大変さをカバーするにはまだまだ不十分であります。

こういう状況下で、少ないとは言えない県議の期末手当を引き上げるのは、県民の方々から理解は到底得られないというのが私どもの判断であります。

よって「発議第8号 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」に反対を表明し討論とさせていただきます。